

佐賀県東部工業用水道規程第1号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程及び佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月17日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県東部工業用水道職員就業規程及び佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部を改正する規程
(佐賀県東部工業用水道職員就業規程の一部改正)

第1条 佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>(生理休暇)</u></p> <p>第9条 生理日の勤務が著しく困難な<u>女子職員</u>が<u>生理休暇</u>を請求した場合は、2日を超えない範囲内において<u>生理休暇</u>が与えられる。</p> <p>(産前産後通院休暇)</p> <p>第9条の2 妊娠中又は産後1年以内の<u>女子職員</u>が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため産前産後通院休暇を請求した場合は、次の各号に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める回数（当該保健指導又は健康診査を行う医師等に特別の指示を受けた場合には、いずれの区分についてもその指示された回数）で、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間の産前産後通院休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(妊娠通勤緩和休暇)</p> <p>第9条の3 妊娠中の<u>女子職員</u>が交通機関を利用して通勤している場合において、その交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときは、当該職員の請求により、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を</p>	<p><u>(フェムケア休暇)</u></p> <p>第9条 生理日の勤務が著しく困難な<u>女性職員</u>が<u>フェムケア休暇</u>を請求した場合は、2日を超えない範囲内において<u>フェムケア休暇</u>が与えられる。</p> <p>(産前産後通院休暇)</p> <p>第9条の2 妊娠中又は産後1年以内の<u>女性職員</u>が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため産前産後通院休暇を請求した場合は、次の各号に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める回数（当該保健指導又は健康診査を行う医師等に特別の指示を受けた場合には、いずれの区分についてもその指示された回数）で、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間の産前産後通院休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(妊娠通勤緩和休暇)</p> <p>第9条の3 妊娠中の<u>女性職員</u>が交通機関を利用して通勤している場合において、その交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときは、当該職員の請求により、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を</p>

改正前	改正後
<p>超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間の妊娠通勤緩和休暇を与えることができる。</p> <p>(妊娠障害休暇)</p> <p>第9条の4 妊娠中の<u>女子職員</u>がつわりのため勤務することが困難な場合は、当該職員の請求により、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間の妊娠障害休暇を与えることができる。</p> <p>(産前休暇及び産後休暇)</p> <p>第10条 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の<u>女子職員</u>が産前休暇を請求した場合及び産後8週間は、医師又は助産師の証明書等に基づき、産前休暇及び産後休暇が与えられる。</p> <p>(育児休暇)</p> <p>第10条の3 生後満2年に達しない子を育てている<u>女子職員</u>がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲の育児休暇が与えられる。</p> <p>2 生後満2年に達しない子を育てている<u>男子職員</u>がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第21条第2項の規定に基づき人事委員会が規則で定める期間を超えない範囲の育児休暇を与えることができる。</p>	<p>超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間の妊娠通勤緩和休暇を与えることができる。</p> <p>(妊娠障害休暇)</p> <p>第9条の4 妊娠中の<u>女性職員</u>がつわりのため勤務することが困難な場合は、当該職員の請求により、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間の妊娠障害休暇を与えることができる。</p> <p>(産前休暇及び産後休暇)</p> <p>第10条 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の<u>女性職員</u>が産前休暇を請求した場合及び産後8週間は、医師又は助産師の証明書等に基づき、産前休暇及び産後休暇が与えられる。</p> <p>(育児休暇)</p> <p>第10条の3 生後満2年に達しない子を育てている<u>女性職員</u>がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、1日につき、2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲の育児休暇が与えられる。</p> <p>2 生後満2年に達しない子を育てている<u>男性職員</u>がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第21条第2項の規定に基づき人事委員会が規則で定める期間を超えない範囲の育児休暇を与えることができる。</p>

(佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部改正)

第2条 佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程(昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後						
<p>別表(第5条、第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="264 1337 1115 1374"> <tr> <td data-bbox="264 1337 555 1374">知事の決裁を受け</td> <td data-bbox="555 1337 835 1374">局長専決事務</td> <td data-bbox="835 1337 1115 1374">所長専決事務</td> </tr> </table>	知事の決裁を受け	局長専決事務	所長専決事務	<p>別表(第5条、第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 1337 2024 1374"> <tr> <td data-bbox="1176 1337 1467 1374">知事の決裁を受け</td> <td data-bbox="1467 1337 1747 1374">局長専決事務</td> <td data-bbox="1747 1337 2024 1374">所長専決事務</td> </tr> </table>	知事の決裁を受け	局長専決事務	所長専決事務
知事の決裁を受け	局長専決事務	所長専決事務					
知事の決裁を受け	局長専決事務	所長専決事務					

改正前			改正後		
<p>るべき事務 1～12 略</p>	<p>1～6 略 7 所長の<u>引き続き3日を超える特別休暇、引き続き3日以内の特別休暇</u>（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合に限る。）及び<u>引き続き10日を超える病気休暇の願の処理</u>に 関すること。 8～19 略</p>	<p>1～4 略 5 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏期休暇、<u>生理休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、公務災害休暇、結核性疾患休暇、産前休暇及び産後休暇並びに介護休暇及び介護部分休暇の願の処理に 関すること。 6 略 7 所長の<u>引き続き3日以内の特別休暇</u>（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する</p>	<p>るべき事務 1～12 略</p>	<p>1～6 略 7 所長の特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合に限る。）及び<u>10日を超える範囲の病気休暇の願の処理</u>に 関すること。 8～19 略</p>	<p>1～4 略 5 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏期休暇、<u>フェムケア休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、公務災害休暇、結核性疾患休暇、産前休暇及び産後休暇並びに介護休暇及び介護部分休暇の願の処理に 関すること。 6 略 7 所長の特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）及び<u>10日</u></p>

改正前			改正後		
		場合を除く。) 及び引き続き10日以内の病気休暇並びに部分休業の願の処理に関すること。 8～33 略			<u>を超えない範囲</u> の病気休暇並びに部分休業の願の処理に関すること。 8～33 略

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条中佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程別表の改正規定（所長専決事務の欄の第5号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。